

一橋大学博士学位申請論文審査報告書

平成 30 年 9 月 14 日

申請者 楊帆

論文題目 中国における行政復議制度の組織的改革－日本の法制度との比較を踏まえて

審査員 野口貴公美（主査）、高橋滋、但見亮

本論文は、日本の行政不服審査法の改正前後の議論を比較対象としながら、中国における行政復議制度の改革とその課題について考察をする、両国の制度の比較法的分析である。

本論文の優れた点として、中国における行政復議制度の過去 10 年に遡る改革（試行）とその結果としての制度の現状について、丹念な調査と検討とが行われている点を挙げる事ができる。とりわけ、行政復議制度の沿革及び行政復議委員会の試行に至る経緯について分析した第二章は、現在試行中の行政復議委員会について、諮問機構型と案件議決型（一部集中型）という 2 類型を提示し、各々の代表例（北京市とハルビン市）を素材とした分析を通じ、両類型の共通点と相違点を明確に抽出することに成功している。さらに、第三章においては、案件議決型（一部集中型）行政復議委員会における行政復議管轄権の集中についての検討が行われ、(i) 管轄制度の特徴である「直近上級主管部門の管轄」には業務領域ごとの専門性の担保および地方保護主義に伴う弊害の解消というメリットがある一方、(ii) 行政復議機関の独立性・中立性の欠如、行政復議機構及び審理等の手続を担当する職員の独立性・中立性の欠如、行政復議能力が十分ではない行政復議機関を生むおそれ、といった三つのデメリットのあることが、論理的に指摘されている。

日本と中国の比較研究において、公正性、中立・独立性、専門性の向上に向けた制度改革のあり方という視座から、比較研究に必要な検討軸が明確に設定されていることも、本論文の優れた特色といえる。例えば、資源配分という観点から地方行政における制度の実情につき検討し、中国における行政復議権限集中の改革に対し、「量の問題」に係る試行段階にとどまると批判的に分析している点は、日本における行政不服審査制度の将来的な検討に際しても、示唆されるところが少なくない成果と評価できよう。

本論文にも、改善を期待される点は少なくない。中国の制度についての記述には、制度背景や前提状況の説明を欠くために、問題意識や結論が若干わかりにくいところがある。また、日本の行政不服審査制度の改正後の実情分析についても検討不足の箇所が残されており、今後、検討を深めておくことが望まれる。加えて、外国語（日本語）での記述という点を勘案しても、表記や記述について改善が求められる箇所も残されている。しかしながら、これらの改善点は、発表に際し修正可能なものであるか、または今後の研究の展開に期待すべきものであり、本論文の基本的価値を損なうものではない。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者楊帆氏に一橋大学博士(法学)の学位を授与することが適当であると判断する。